

倉吉市地域包括ケア推進計画

(第8期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画) (案)

(令和3～5年度)

<概要版>

倉吉市 令和3年3月策定

第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景

本市では、人口減少と高齢化が進む中、一人暮らし高齢者・高齢世帯・認知症高齢者の増加、介護する家族の負担などの問題に対応して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保持しながら自立した生活を続けられるようにするため、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が身近な地域で一体的に提供される仕組みとして、地域包括ケアの体制づくりを進めてきました。

第8期計画では、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアの体制づくりを進めます。

計画の目的

本市の高齢者福祉及び介護保険事業の運営に係る基本理念・基本目標を定め、その実現のための施策を定めることを目的とするものです。

計画の位置づけ

老人福祉法に規定される老人福祉計画と、介護保険法に規定される介護保険事業計画を一体的に策定するものであり、総称を「地域包括ケア推進計画」とします。策定にあたっては、第12次倉吉市総合計画、倉吉市地域福祉推進計画第4期計画ほかの関連計画との整合性を図りました。

計画の期間

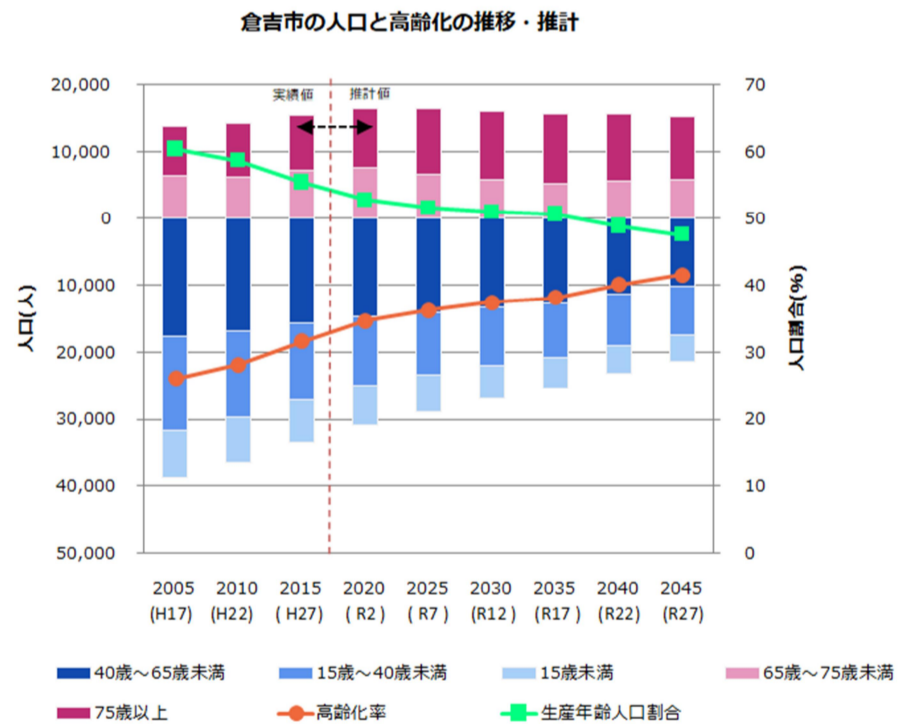
計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

第2章 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し

人口と高齢化の推移・推計

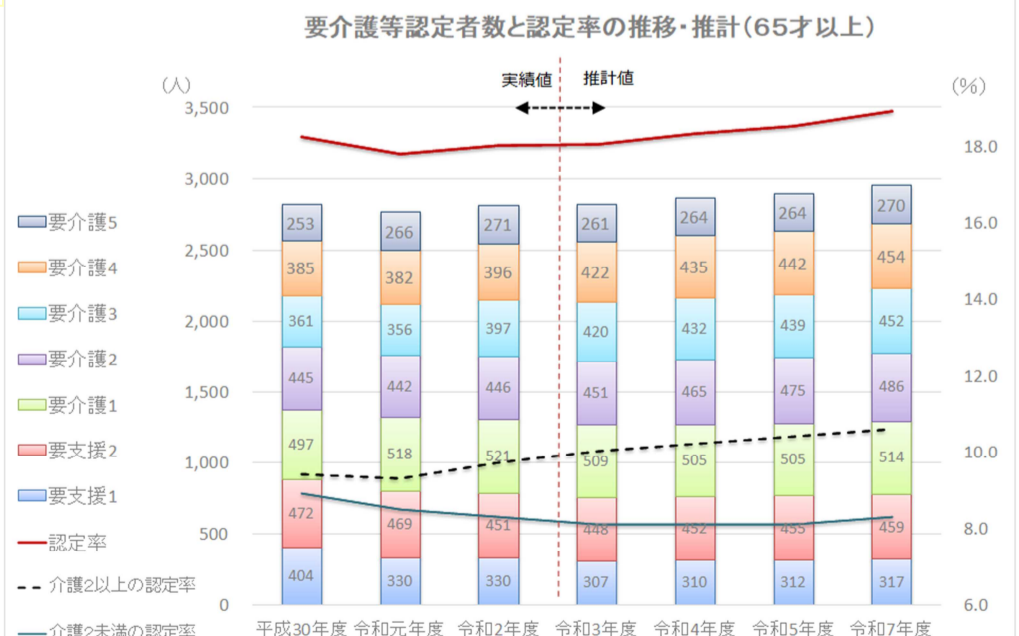
- 令和2年10月末現在、65歳以上の高齢者人口は、1万5,689人、高齢化率(※1)は33.9%。
- 65歳以上の高齢者人口は令和7(2025)年にピークをむかえるが、75歳以上人口はその後も増え続ける見込み。
- 令和27年(2045)年には、高齢化率は41.6%まで上がり、生産年齢人口割合(※2)は47.6%まで下がる見込み。

(※1) 65歳以上人口が総人口に占める割合
(※2) 15歳以上65歳未満人口が総人口に占める割合



要介護等認定者数と認定率の推移・推計

- 令和2年度の認定率は18.0%。近年は横ばいで推移。
- 今後は、認定者数の増加と認定率の上昇が見込まれており、令和7(2025)年度の認定率は18.9%の見込み。
- 認定率の介護度内訳をみると、「要介護2」以上の認定率の上昇が見込まれる。



■ 第3章 計画の基本的な考え方

■ 基本理念

第12次倉吉市総合計画の基本目標「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり」を踏まえて、本市の高齢者施策のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざして

■ 基本目標

基本理念に基づいて高齢者施策の充実強化を図るため、本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

- I 地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすい地域共生のまちづくり
- II いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援
- III 必要な介護サービスの確保・充実

■ 第4章 施策の取組

基本目標Ⅰ 地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすい地域共生のまちづくり	
施策① 高齢者が活躍できる場づくり	
目的	高齢者が、生きがいをもっていきいきと暮らしていけるように、さまざまな活動に参加できる機会を充実させるとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるように支援します。
主な取組	○伯耆しあわせの郷事業の実施 ○老人クラブへの支援 ○身近な通いの場・サロン活動の促進 ○高齢者の就労的活動の支援 ○ボランティア活動の促進
施策② 在宅生活支援の促進	
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるため、身近な相談窓口を充実させるとともに、地域住民の協力のもと、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動や、生活支援・介護予防支援を充実させます。
主な取組	○生活支援の体制づくりの促進 ○高齢者福祉サービス ○安心・安全対策 ○地域包支援センターの適正な運営
基本目標Ⅱ いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援	
施策③ 介護予防の充実	
目的	高齢者が健やかに自分らしく暮らせることを目指して、フレイル対策をはじめとする介護予防の啓発と介護予防に取り組める場の拡充、自立支援・重度化防止の取り組みを進めます。
主な取組	○意識啓発・広報 ○高齢者の健康づくり ○介護予防の機会拡充 ○介護予防の機能強化 ○軽度認定者への自立支援・重度化防止に資する取組み
施策④ 認知症との共生と予防	
目的	認知症であっても、高齢者が尊厳を保ちながら希望を持って自分らしく生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、関係機関や地域住民等を含めた総合的な対策を進めます。
主な取組	○認知症への正しい理解の促進 ・サポーターの養成と活躍の支援 ・認知症の人の思いや希望を尊重した施策の推進 ・その他取組み ○共生と予防の促進 ・見守り・支援 ・社会参加 ・若年性認知症への支援 ・予防 ・医療と介護の連携

施策⑤ 権利擁護の充実	
目的	認知症等により判断能力が低下しても、高齢者本人の意思や希望が適切に反映され、個々の特性に応じた意思決定能力への配慮を踏まえた権利擁護の取り組みを推進します。
主な取組	○成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・市民後見人養成 ・中核機関の設置及び機能強化 ・地域連携ネットワークの構築 ・司法機関と連携した相談支援体制の確立 ○虐待の未然防止につながる養護者（家族介護者）支援の取組強化 ○消費者被害防止ネットワークの体制づくり
施策⑥ 高齢者のニーズに適した住まいの確保	
目的	高齢者が、住み慣れた地域において、高齢者の状態にあった住まいを安定的に確保でき、必要なニーズに対応したサービスを利用できる環境づくりを進めます。
主な取組	○身元保証・家賃補助に係る支援の検討 ○円滑な賃貸借のための貸主側への支援の検討 ○高齢者居住環境整備事業・住宅改修の適正利用の促進 ○要介護高齢者の状態に対応した住まいの確保
施策⑦ 医療と介護の連携推進	
目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護を一体的に提供する切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指し、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進します。
主な取組	○医療・介護の地域資源の把握と課題の抽出 ○在宅医療・介護関係者に関する相談支援と地域住民への普及啓発 ○医療・介護関係者の情報共有・連携支援
基本目標Ⅲ 必要な介護サービスの確保・充実	
施策⑧ 介護サービスの充実と給付の適正化	
目的	介護が必要になったときには、安心して必要なサービスが利用できるよう、サービスの質の確保・向上と、給付の適正化に取り組みます。
主な取組	○介護サービスの基盤整備 ・第8期における介護サービス基盤整備の方向 ・日常生活圏域における介護サービス量の確保 ○介護サービスの質の確保・向上 ・地域の介護支援専門員への支援 ・介護相談員派遣事業 ・地域密着型サービス事業所の運営推進会議 ・事業所の監査指導 ・災害・感染症への備え ・介護の担い手確保 ・情報提供体制の充実 ・相談・苦情対応の充実 ・低所得者への配慮 ○適正化事業 ・要介護認定の適正化 ・ケアプラン点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・第三者求償事務

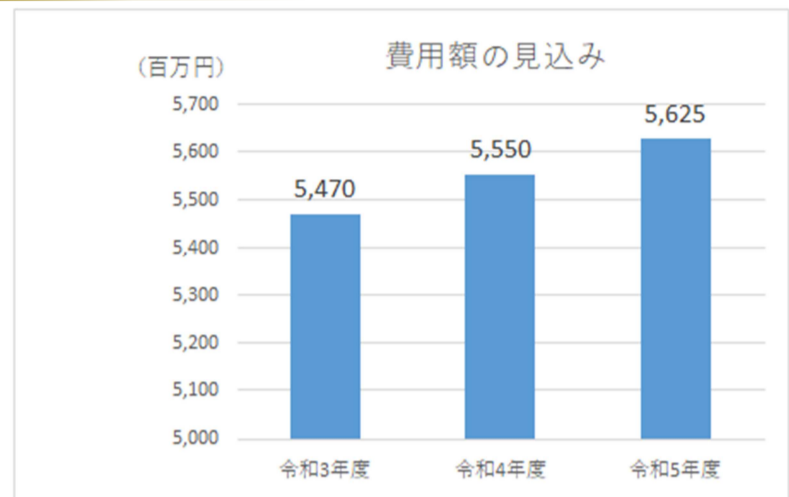
■重点課題

地域包括ケアシステムの推進	
<p>地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことをいいます。</p> <p>今後、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、13の日常生活圏域（※）それぞれの地域ニーズや課題に即した地域包括ケアの体制づくりを、地域の関係者や関係機関とともに進めます。</p> <p>（※）①上北条、②上井、③西郷、④上灘、⑤成徳、⑥明倫、⑦灘手、⑧社、⑨北谷、⑩高城、⑪小鴨、⑫上小鴨、⑬関金</p>	

第5章 介護保険事業の見込量と介護保険料

■介護保険事業の費用額の見込み

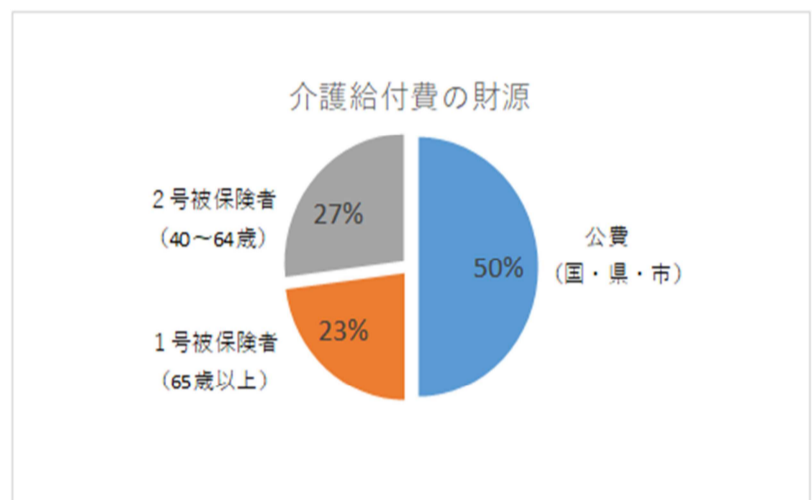
要介護等認定者数の見込み、施設の整備方針、これまでの給付実績等により算出したサービス利用見込量をもとに、第8期の保険料基準額の算出基礎となる介護給付費と地域支援事業費を算出しました。



■財源

介護保険事業の介護給付費は、公費で50%（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）を負担し、残りの50%を保険料（65歳以上の第1号被保険者23.0%、40～64歳の第2号被保険者27.0%）で賄っています。（※）

（※）公費のうち、施設等給付費は国15%、都道府県17.5%



■第1号被保険者の保険料

■第8期保険料基準額

年額76,700円（月額6,392円） ※第7期と同額

第1号被保険者の保険料は、第8期計画期間中の介護保険事業の費用見込額のうち、第1号被保険者が負担すべき額を補正第1号被保険者（※）の人数で割ることで算定します。

第7期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、各保険者において最低限必要と認める額を除いて第8期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備金を取り崩して、保険料上昇抑制のために充当します。

本市の第8期計画期間中の第1号被保険者の保険料基準額を、第7期と同額の76,700円/年（6,392円/月）としました。

（※）各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の保険料基準額に対する割合を乗じて得た数を合計した数

■第8期所得段階別の保険料

本市では、第1号被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、保険料を負担する額を所得に応じて15段階に細分化しています。第8期計画期間中においても15段階を継続し、各所得段階における保険料額を第7期と同額とします。

倉吉市地域包括ケア推進計画
(第8期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

<概要版>

令和3年3月

発行/倉吉市健康福祉部長寿社会課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1

電話 (0858) 22-7851

FAX (0858) 27-0032